



今後、本市の政策・施策の実現に向けて、まちづくりに合わせた公共交通の整備、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を好機としたインバウンド等の誘客施策への対応など、行政施策との連携等による、市バス事業のさらなる推進が求められています。

また、超高齢社会の到来を目の前に控えた今日、公共交通の重要性がますます高まることとなります。こうした状況を踏まえ、引き続き、公共施設への交通手段の確保や民営バスでは対応が難しい地域への交通手段の確保といったきめ細やかなバスネットワークの維持が必要になってきます。

さらに、東日本大震災の経験や市域全体を営業エリアとしている市バスネットワークの強みを活かし、災害時には市民やお客様の安全確保と輸送機能の確保を図るなど、公営バスとしての市バスの果たすべき役割は一層重要になるものと認識しています。

1章 計画の策定に当たって

2章 市バス事業の現状と課題等

3章 計画の基本的な考え方

4章 目標達成に向けた取組

5章 計画の着実な推進に向けて

6章 計画期間中の財政収支計画

資料編

東日本大震災時の対応

- 首都圏の鉄道がほぼ全線運休する中、市バス全営業所において終夜運行を実施
→合計185便(約8,900人を輸送)
- 井田営業所では、徒歩帰宅者に対して営業所のバス車両を休憩所として提供
- 地震発生日以降、計画停電等により、川崎市内を運行する鉄道が一部運休する中、市バスは終日通常ダイヤで運行

終夜運行を実施した路線





1章 計画の策定と当分

2章 市バス事業の現状と課題等

3章 計画の基本的な考え方

4章 目標達成に向けた取組

5章 計画の進捗を確保に向けて

6章 計画期間中の財政収支計画

資料編

これからも公共交通や公営バスとしての意義・役割を着実に果たしていくため、市域の路線バスネットワーク形成への寄与を図りながら、市バスネットワークの効率的・効果的な構築を前提に、安全かつ快適で利用しやすいサービスを提供し、市民やお客様に選ばれる「市バス」を目指します。

また、今後については、営業所の建替え整備やバス車両更新数の増加、定年退職者数の増加等への対応など、多くの資金が必要となるため、非常に厳しい経営状況が見込まれます。こうした状況においても、将来にわたって安定的な事業運営を行っていくため、様々な観点から経営力の強化を図るなど、さらなる経営改善に取り組みます。

本計画においては、こうした考え方に基づき、交通局職員のあるべき姿を明確にし、全職員が強い使命感を持って今後の事業を取り巻く環境の変化に的確に対応していくことにより、市民やお客様の大切な交通手段を確保していきます。

交通局職員のあるべき姿

**職員全員が、
輸送サービスのプロフェッショナルとして、
市民やお客様に選ばれる『市バス』を目指して、
チャレンジしている**



2 計画の基本方向

(1) 安全な輸送サービスについて

安全な輸送サービスを第一の使命とし、お客様に信頼して御利用いただける市バスを目指します。

全職員が一丸となって「安全最優先」を徹底しつつ、安全対策の強化や運行管理体制の充実・強化を図ることにより、**運輸安全マネジメント**を着実に推進します。

道路走行環境の変化や高齢化の進展など、安全を取り巻く環境の変化を踏まえ、輸送の安全に係る啓発活動の充実を図ることにより、**安全啓発**を推進します。

(2) 快適で利用しやすいサービスについて

お客様に満足いただける利用しやすい質の高いサービスの提供を行うとともに、市民やお客様の大切な足を確保します。

人口動向や都市基盤整備の進捗を踏まえ、安全輸送に必要な道路走行環境、お客様の利便性と利用状況とのバランス、経営資源や経営的観点も考慮しながら路線見直し等を行うとともに、走行環境や利用動向に応じた利便性の確保を図ることにより、**市バスネットワーク**を充実します。

初めての市バスでも安心して御利用いただけるよう、分かりやすい案内サービスの充実を図るとともに、乗車券のIC化を推進するなど、**バス利用環境の充実**を図ります。

市バスサービスポリシーの実践による、お客様に満足いただけるサービスの提供を行うとともに、誰もが安全、安心、快適に利用できるよう、ハード面・ソフト面の両面からのバリアフリー化を推進するなど、バス車内の快適性を向上します。あわせて、安全で快適なバス停留所施設の整備・維持を行うなど、**快適な移動空間**を提供します。



(3) 社会的要請への対応について

公共交通としての役割や公営バスとして市バス事業における意義・役割に応じた事業運営を図ります。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を好機としたインバウンド等の誘客施策への取組を進めるとともに、公共交通ネットワークの形成に向けた取組や公共性の高い路線の維持など、本市のまちづくりや魅力向上に向け、**行政施策との連携**を図ります。

人と環境にやさしい市バスを目指して、バス車両等の低炭素化に向けた取組を進めることにより、**環境対策を推進**します。

自然災害、事故等における市民やお客様の安全確保や輸送機能の確保など、危機管理体制の強化に向けた取組を進めることにより、**災害時等への対応**を図ります。

(4) 経営基盤について

安全な輸送サービスや快適で利用しやすいサービス、社会的要請への対応など、これらの市バスサービスを将来にわたって安定的に提供します。

事業を支える人材の確保・育成、事業を効果的に実行するための組織体制の構築、市バスネットワークの拠点である営業所の計画的整備など、将来を見据えた必要な投資を行うことにより、**事業基盤を充実・強化**します。

事業経営の根幹である乗車料収入を確保するとともに、広告事業や貸切バス事業等の収益性事業の推進を図ります。また、営業所の管理委託を継続するとともに、時間外勤務の縮減を含めた総人件費の抑制に取り組むなど、持続可能な経営を推進し、**経営力を強化**します。

市民やお客様に、市バスのサービスや活動内容について、もっと知ってもらい、より身近に感じてもらう、さらに利用してもらうため、戦略的広報やイメージアップ事業を進めるなど、**プロモーションの推進**を図ります。



3 計画の目標

Ⅰ 市バスサービスの充実に向けて

- ▶ 安全な輸送サービスを確保します。
- ▶ 快適で利用しやすいサービスを充実します。
- ▶ 社会的要請に対応した事業を推進します。

Ⅱ 市バスサービスを持続的に提供するため

- ▶ 経営基盤を充実・強化します。





第4章

目標達成に向けた取組

1 施策体系

目標を達成するため、4つの戦略と11の施策、22の事業を掲げるとともに、各事業に位置付けられる具体的な取組を推進します。

戦略 1 安全な輸送サービスの確保

施策1 運輸安全マネジメントの着実な推進

事業1 安全対策の強化

事業2 運行管理体制の充実・強化

施策2 安全啓発の推進

事業3 輸送の安全に係る啓発活動の充実

戦略 2 快適で利用しやすいサービスの充実

施策3 市バスネットワークの充実

事業4 人口動向や都市基盤整備に応じた市バスネットワークの充実

事業5 走行環境や利用動向に応じた利便性の確保

施策4 バス利用環境の充実

事業6 分かりやすい案内サービスの充実

事業7 乗車券のIC化の推進

施策5 快適な移動空間の提供

事業8 バス車内の快適性の向上

事業9 バス停留所施設の整備・維持



戦略 3 社会的要請に対応した事業の推進

施策6 川崎市の行政施策との連携

事業 10 インバウンド等誘客施策への取組

事業 11 公共交通ネットワークの形成に向けた取組等

事業 12 公共性の高い路線の維持

施策7 環境対策の推進

事業 13 バス車両等の低炭素化に向けた取組

施策8 災害時等への対応

事業 14 危機管理体制の強化に向けた取組

戦略 4 経営基盤の充実・強化

施策9 事業基盤の充実・強化

事業 15 安定的な事業基盤を支える人材の確保

事業 16 人材育成の推進と組織の活性化

事業 17 持続可能な事業運営に係る組織体制の構築

事業 18 営業所の計画的整備

施策10 経営力の強化

事業 19 収益性事業の推進

事業 20 持続可能な経営の推進

施策11 プロモーションの推進

事業 21 戦略的広報の推進

事業 22 イメージアップ事業の推進

1章 計画の策定に当たって

2章 市バス事業の現状と課題等

3章 計画の基本的な考え方

4章 目標達成に向けた取組

5章 計画の着実な推進に向けて

6章 計画期間中の財政収支計画

資料編



2 具体的な取組(前期3年間)

戦略1 安全な輸送サービスの確保

施策1 運輸安全マネジメントの着実な推進

事業1 安全対策の強化

■ 安全最優先の徹底

道路運送法において全ての事業者は、「輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない」とされています。また、国の指針に基づく運輸安全マネジメントにより経営トップから現場まで一丸となり輸送安全性の向上に取り組むことが義務付けられています。

市バスでは、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、輸送の安全性の向上を図ることを目的とした「川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程」を定め、その規程に基づき、輸送の安全に関する基本的な方針である「川崎市交通局安全方針」を定めました。

今後も引き続き、交通事業管理者や安全統括管理者など、経営トップの主体的な取組の下で、関係法令等の遵守を徹底するとともに、「川崎市交通局安全方針」を全職員に周知徹底し、安全意識の定着を図ります。

川崎市交通局安全方針

1. 安全最優先を徹底します。
2. 法令・規則等のルール、手順を確実に守ります。
3. 安全を守るための取組について、絶えず見直しを行います。
4. 情報を共有し、安全第一の職場を全職員で築きます。



■ 効果的な事故防止対策

走行距離10万キロ当たりの有責事故発生件数については、平成29(2017)年度に0.38件となり、過去5年で最も件数が低かった平成27(2015)年度と比べると0.19件増加していることから、さらなる安全性の確保に向けた取組が必要です。

このため、事故の発生状況やその要因分析を踏まえ、有責事故発生件数に占める割合の多い静止物接触事故、車内人身事故などの発生形態に応じた「形態別目標」を設定し、それに基づく重点的対策を実施します。

運転手の安全な運転操作や事故防止対策の実施状況を確認するため、全運転手を対象とした添乗観察を計画的に実施し、その結果に基づく改善指導を行います。

安全運転を継続していくために、全運転手を対象とした一般適性診断や新規採用運転手を対象とした初任診断等を実施し、診断結果を個別指導に活用するなど、安全確保に向けた意識や技能の向上を図ります。

1件の事故の背後には、多くのヒヤリ・ハットが存在すると言われており、事故発生に至る可能性が十分あることを踏まえ、事故の未然防止の観点からヒヤリ・ハット情報を収集・共有するとともに研修等に活用します。

毎月開催する営業所事故防止委員会において、有責事故についての情報共有や、複数車線が多い臨海部地域、狭隘路が多い北部地域といった地域の特性に合わせたヒヤリ・ハット映像の活用など、効果的な事故防止対策を実施します。

バス車両の安全対策について、平成30(2018)年度に、夜間の視認性を高めるLEDヘッドライトを全車に導入しました。今後は、バス後輪部の夜間の視認性を高めるLED路肩灯の導入を進めます。



LED路肩灯



1章 計画の策定に当たって

2章 市バス事業の現状と課題等

3章 計画の基本的な考え方

4章 目標達成に向けた取組

5章 計画の進捗を確保に向けて

6章 計画期間中の財政収支計画

資料編

また、平成30(2018)年度には、交差点右左折時や狭隘路走行時における歩行者、自転車利用者等への注意喚起を行う右左折警報装置(ウィンカーチャイム)を全車に導入しました。今後は、バス車両更新時に合わせて、バス車両のさらなる安全対策に取り組めます。

主な取組	2019(H31)年度	2020(H32)年度	2021(H33)年度
・添乗観察の実施	・民間委託による実施 (全運転手 年2回) ・職員による実施	・民間委託による実施 (全運転手 年2回) ・職員による実施	・民間委託による実施 (全運転手 年2回) ・職員による実施
・適性診断の実施・活用	・適性診断の実施 (全運転手の1/3)	・適性診断の実施 (全運転手の2/3)	・適性診断の実施 (全運転手の3/3)
・LED路肩灯の導入	・全車導入		



■ 安全管理体制の構築・改善

輸送の安全確保の取組を活性化させ、より効果的なものとするためには、経営トップが主体的かつ積極的に関与し、強いリーダーシップを発揮することが極めて重要です。

このため、経営トップによるマネジメントレビュー（輸送安全委員会）を計画的に実施し、輸送安全に関する取組の進捗管理や安全管理体制の評価を行うとともに、レビュー結果に基づく見直しや改善を行います。

局長及び安全統括管理者と現場職員との意見交換会を実施し、現場からの意見を積極的に収集するとともに、組織内における円滑なコミュニケーションを構築するなど、輸送の安全に関する情報共有の確保を図ります。

局長又は安全統括管理者、営業所を対象に、輸送の安全に関する内部監査を実施し、安全管理体制の点検・確認を継続して行い、監査結果に基づく必要な措置等を講じます。

市バスでは、貸切バスにおける安全性や安全の確保に向けた取組状況について評価認定を行う「貸切バス事業者安全性評価認定制度」において、平成29(2017)年9月に、安全性に対する取組状況が優良なバス事業者であることを示す一ツ星の評価認定を受けました。今後も、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の三ツ星認定取得に向けた取組等により、貸切バス事業の継続的な安全確保を図ります。

主な取組	2019(H31)年度	2020(H32)年度	2021(H33)年度
・輸送安全委員会の実施	・年4回実施	・年4回実施	・年4回実施
・意見交換会の実施	・局長及び安全統括管理者との意見交換会(各1回実施)	・局長及び安全統括管理者との意見交換会(各1回実施)	・局長及び安全統括管理者との意見交換会(各1回実施)
・内部監査の実施	・局長又は安全統括管理者を対象(年1回実施) ・営業所を対象(年1回実施)	・局長又は安全統括管理者を対象(年1回実施) ・営業所を対象(年1回実施)	・局長又は安全統括管理者を対象(年1回実施) ・営業所を対象(年1回実施)
・貸切バスの安全確保に向けた取組	・二ツ星認定取得	・三ツ星認定取得に向けた取組の推進	・三ツ星認定取得



事業2 運行管理体制の充実・強化

■ 運行管理業務の充実

運行管理者が行う運行管理業務は、運転手の勤務時間等の適正管理、点呼による運転手の健康状態の把握や輸送安全に関する情報伝達、運転手に対する指導監督など、輸送安全を確保するために必要不可欠な業務です。今後、輸送安全を取り巻く環境の変化等を踏まえ、さらなる運行管理業務の充実に向けた取組を進めていく必要があります。

引き続き、運行管理者や運転手の研修などにおいて、点呼執行の重要性や法令遵守、執行に当たっての心構え等について徹底し、適切かつ厳正な点呼執行を行います。

点呼執行時における輸送安全に関する情報伝達を徹底するとともに、有責事故やヒヤリ・ハット情報について大型液晶モニター電子掲示板(デジタルサイネージ)等を活用して情報の共有を図ります。

運転業務における早朝から深夜までの変則勤務体制を踏まえ、終業から次の始業までの休息時間の確保等を行うため、効果的・効率的な乗務計画を作成します。

主な取組	2019(H31)年度	2020(H32)年度	2021(H33)年度
・効果的・効率的な乗務計画の作成	・乗務計画の作成・管理	・効果の検証	・取組推進

■ 運行ミスの撲滅

経路誤り等運行ミスについては、「川崎市交通局バス運行管理に係る改善委員会」の答申に基づき、再発防止に向けた取組を進めてきました。今後も引き続き「基本動作の習慣化」や「運行ミスの発生の多い指定交差点での行き先アナウンス」など、運行ミスの発生要因に応じた防止対策を着実に実施するとともに、「街頭指導」や「運行ミス防止運動」などにより、運行ミス防止に向けた職員の意識向上を図ります。